

全国社会福祉法人経営者協議会

## 経営協情報 №59

平成 27 年 3 月 13 日発行  
全国経営協事務局  
TEL. 03-3581-7819  
<http://www.keieikyo.gr.jp/>

### <今号の内容>

1. 平成 27 年度障害保健福祉事業、障害福祉サービス等報酬改定内容等について説明  
～厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉関係主管課長会議 開催～
2. 「社会保障審議会障害者部会（第 60 回）」開催
1. 平成 27 年度障害保健福祉事業、障害福祉サービス等報酬改定内容等について説明  
～厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉関係主管課長会議 開催～

厚生労働省は、3 月 6 日（金）、平成 26 年度障害保健福祉関係主管課長会議を開催し、平成 27 年度障害保健福祉関係施策にかかる方針や報酬改定等への対応について説明を行った。

企画課からは、平成 27 年度障害保健福祉部予算案や、障害者総合支援法の施行後 3 年を目途とした見直し等について説明があった。3 年後の見直しにかかる具体的な検討事項として、障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方など計 5 点あげられている。これらについては、昨年 12 月から有識者を構成員とする障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループを開催しており、4 月を目途に論点整理を行う予定。その後は、社会保障審議会障害者部会にて検討を行うこととしている。

障害福祉課からは、平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定について説明があった。とくに、福祉・介護職員処遇改善加算において更なる上乘せ評価が創設されたことにもない、当該加算が、適切かつ確実に福祉・介護職員に支払われるようにするため、事業者の具体的な取組が詳細に把握できるように加算の適用方法や届出様式等の見直しを行うで予定であるとの説明があった（関連資料④56 頁参照）。

また、計画相談支援・障害児相談支援の報酬改定では、手厚い人員体制や関係機関との連携等により質の高い計画相談支援が提供されている事業所を評価するとしているが、加算算定には、市町村で体制要件を満たしている旨の届出が必要となり、所定の様式が提示されている（関連資料⑤139 頁参照）。

なお、同改定の施行にむけた段取りとして、パブリックコメントを 3 月 14 日まで行ったうえで、3 月下旬に関係通知および Q&A の発出を行う予定。

当日の配布資料等は、以下の URL に掲載されている。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaishahuku](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahuku)

## 2. 社会保障審議会障害者部会（第 60 回） 開催

2 月 26 日（木）、社会保障審議会障害者部会（第 60 回）（部会長：駒村康平慶應義塾大学教授）が開催され、（1）平成 27 年度報酬改定の概要、（2）平成 27 年度障害福祉関係予算についての報告があった。

### （1）平成 27 年度報酬改定の概要について

平成 27 年度報酬改定については、2 月 12 日に開催された障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（第 15 回）において、各事業の単位数を含む内容が了承され、3 月 14 日までパブリックコメントが行われている。

田中障害福祉課長による説明後の質疑において、委員からは、今回の改定作業で参考とされた経営実態調査の数値の活用についての意見のほか、改定率±0%の根拠（基本報酬が全般的にマイナスとなっているほか、処遇改善分を含めて±0%という実態）などについて質問があった。

事務局からは、今回の改定内容が反映された平成 27 年度予算案は、すでに今通常国会に上程されていることもあり、次回改定を含む今後の制度見直しの中で参考にするといった回答があった。

### （2）平成 27 年度障害福祉関係予算について

平成 27 年度障害福祉関係予算については、川又企画課長が障害保健福祉部予算案の概要資料に基づき説明を行った。

部会の最後に、藤井障害保健福祉部長からは、「平成 27 年度の報酬改定にともなう予算の確保は非常に厳しいものであった。義務的経費が年々増加していく中で、裁量的経費を工夫して削ってなんとかやりくりしている状況にある。今回の改定の作業を通じて、障害福祉分野の予算をこれからどう確保していくかということについては、ここにお集まりの方にも考えていただかないといけない問題だと感じた」との発言があった。

当日の配布資料等は、以下の URL に掲載されている。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000075857.html>

## 会員法人の皆様

**本会ホームページをご活用ください！**

<http://www.keieikyo.gr.jp/>

### 会員法人情報公開ページを開設

法人の社会への情報公開のツールとして、ぜひ、法人情報公開ページをご活用ください。自法人のホームページがなくても**無料**でインターネット上に情報公開ができます（法人概要、公益的取組等の実施状況、事業報告、財務諸表、監査報告書など）。もちろん、法人の既存ホームページへのリンクも可能です。

（ホームページ右の「会員法人情報公開ページ」をクリック）

### WEB経営診断

会員法人が自ら法人の現状把握と経営課題の抽出、改善への取り組みに向けて、手軽にホームページ上にて、**無料**で経営診断できるツールです。

「チェックリスト」「組織風土診断」「財務分析」の3つを利用いただけます。

（ホームページ左の「WEB経営診断」のロゴマークをクリック）

#### <「経営協情報」送付先>

- ・ 電子メールによる直接配信をご希望された全国経営協会員法人
- ・ 全国経営協 協議員・監事・相談役
- ・ 都道府県経営協の正副会長、事務局
- ・ 全国社会福祉法人経営青年会 会員（メールニュース配信希望者のみ）